

<p>のうち、同法第五十九条の四 第一項の規定により指定都市 若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととさ れたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>四の五(十 (略)</p>
<p>のうち、同法第五十九条の四 第一項の規定により指定都市 若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととさ れたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>

別表第五(第三十条の十五関係)

一(八) (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一
項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里
親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付
、同法第二十四条の二第二項の障害児入所給
付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害
児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の
特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第
二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の
支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同
法第三十二条の六第一項の日常生活上の援助
及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五
十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項

<p>のうち、同法第五十九条の四 第一項の規定により指定都市 若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととさ れたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>四の五(十 (略)</p>
<p>のうち、同法第五十九条の四 第一項の規定により指定都市 若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととさ れたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>

別表第五(第三十条の十五関係)

一(八) (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第
一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里
親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付
、同法第二十四条の二第二項の障害児入所給
付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害
児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の
特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第
二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の
支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同
法第三十二条の六第一項の日常生活上の援助
及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五
十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項

<p>のうち、同法第五十九条の四 第一項の規定により指定都市 若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととさ れたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>四の五(十 (略)</p>
<p>のうち、同法第五十九条の四 第一項の規定により指定都市 若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととさ れたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>

別表第五(第三十条の十五関係)

一(八) (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第
一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里
親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付
、同法第二十四条の二第二項の障害児入所給
付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害
児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の
特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第
二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の
支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同
法第三十二条の六第一項の日常生活上の援助
及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五
十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項

若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて
総務省令で定めるもの
八の三、三十四 (略)

若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて
総務省令で定めるもの
八の三、三十四 (略)

第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八の三、三十四 (略)

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条—第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条—第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条—第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七条第 項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条—第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条—第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条—第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七条第 項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条—第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条—第二十二條）</p> <p>第四章 雑則（第二十一條の二—第二十一條）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。）
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。）
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第

六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法

六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法

六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法

律第六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。) に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及

律第六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。) に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及

律第六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。) に入所している児童(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は

びその子である児童を除く。)に限る。

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四号第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第四号第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一〜三 (略)

3 (略)

(不正利得の徴収)

びその子である児童を除く。)に限る。

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四号第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第四号第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一〜三 (略)

3 (略)

(不正利得の徴収)

母及びその子である児童を除く。)に限る。

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四号第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第四号第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一〜三 (略)

3 (略)

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分^{（一）}の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に 服することを 要する国家公 務員その他政 務員	当該国家公務員の所属する 各省各庁（ <u>昭和三十二年法律第二十四号</u> ）第 十一条に規定する各省各
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分^{（一）}の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に 服することを 要する国家公 務員その他政 務員	当該国家公務員の所属する 各省各庁（ <u>昭和三十二年法律第二十四号</u> ）第 二十一条に規定す
---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(新設)

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に 服することを 要する国家公 務員その他政 務員	当該国家公務員の所属する 各省各庁（ <u>昭和三十二年法律第二十四号</u> ）第 二十一条に規定す
---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

<p>令で定める国 家公務員（独 立行政法人通 則法（平成十 一年法律第百 三十三号）第 二項に規定す る特定独立 行政法人に勤 務する者を除 く。）</p>	<p>令で定める国 家公務員（独 立行政法人通 則法（平成十 一年法律第百 三十三号）第 二項に規定す る特定独立 行政法人に勤 務する者を除 く。）</p>	<p>二 常時勤務に 服することを 要する地方公 務員その他政 令で定める地 方公務員（地 方独立行政法 人法（平成十 五年法律第百 十八号）第二 条第二項に規 定する特定地 方独立行政法 人に勤務する</p>	<p>当該地方公務員の所属する 都道府県若しくは市町村の 長又はその委任を受けた者 （市町村立学校職員給与負 担法（昭和二十三年法律第 百三十五号）第一条又は第 二条に規定する職員にあつ ては、当該職員の給与を負 担する都道府県の長又はそ の委任を受けた者）</p>
<p>令で定める国 家公務員（独 立行政法人通 則法（平成十 一年法律第百 三十三号）第 二項に規定す る特定独立 行政法人に勤 務する者を除 く。）</p>	<p>令で定める国 家公務員（独 立行政法人通 則法（平成十 一年法律第百 三十三号）第 二項に規定す る特定独立 行政法人に勤 務する者を除 く。）</p>	<p>二 常時勤務に 服することを 要する地方公 務員その他政 令で定める地 方公務員（地 方独立行政法 人法（平成十 五年法律第百 十八号）第二 条第二項に規 定する特定地 方独立行政法 人に勤務する</p>	<p>当該地方公務員の所属する 都道府県若しくは市町村 の長又はその委任を受けた者 （市町村立学校職員給与負 担法（昭和二十三年法律第 百三十五号）第一条又は第 二条に規定する職員にあつ ては、当該職員の給与を負担 する都道府県の長又はその委 任を受けた者）</p>
<p>令で定める国 家公務員（独 立行政法人通 則法（平成十 一年法律第百 三十三号）第 二項に規定す る特定独立 行政法人に勤 務する者を除 く。）</p>	<p>令で定める国 家公務員（独 立行政法人通 則法（平成十 一年法律第百 三十三号）第 二項に規定す る特定独立 行政法人に勤 務する者を除 く。）</p>	<p>二 常時勤務に 服することを 要する地方公 務員その他政 令で定める地 方公務員（地 方独立行政法 人法（平成十 五年法律第百 十八号）第二 条第二項に規 定する特定地 方独立行政法 人に勤務する</p>	<p>当該地方公務員の所属する 都道府県若しくは市町村 の長又はその委任を受けた者 （市町村立学校職員給与負 担法（昭和二十三年法律第 百三十五号）第一条又は第 二条に規定する職員にあつ ては、当該職員の給与を負担 する都道府県の長又はその委 任を受けた者）</p>

者を除く。)

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(子ども・子育て支援法第六
九条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛
金を負担し、又は納付する義務を負う被保険
者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。
以下同じ。)に対する児童手当の支給に要す
る費用(三歳に満たない児童(月の初日に生
まれた児童については、出生の日から三年を
経過しない児童とする。以下この章において
同じ。))に係る児童手当の額に係る部分に限
る。)は、その十五分の七に相当する額を同
項に規定する拠出金をもつて充て、その四十
五分の十六に相当する額を国庫が負担し、そ
の四十五分の四に相当する額を都道府県及び
市町村がそれぞれ負担する。

2・6 (略)

(削る。)

者を除く。)

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(子ども・子育て支援法第七
十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金
を負担し、又は納付する義務を負う被保険者
、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以
下同じ。)に対する児童手当の支給に要する
費用(三歳に満たない児童(月の初日に生ま
れた児童については、出生の日から三年を経
過しない児童とする。以下この章において同
じ。))に係る児童手当の額に係る部分に限る
。)は、その十五分の七に相当する額を同項
に規定する拠出金をもつて充て、その四十五
分の十六に相当する額を国庫が負担し、その
四十五分の四に相当する額を都道府県及び市
町村がそれぞれ負担する。

2・6 (略)

(削る。)

者を除く。)

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(第二十条第一項各号に掲げ
る者が保険料又は掛金を負担し、又は納付す
る義務を負う被保険者、加入者、組合員又は
団体組合員をいう。以下同じ。)に対する児
童手当の支給に要する費用(三歳に満たない
児童(月の初日に生まれた児童については、
出生の日から三年を経過しない児童とする。
以下この章において同じ。))に係る児童手当
の額に係る部分に限る。)は、その十五分の
七に相当する額を同項に規定する拠出金をも
つて充て、その四十五分の十六に相当する額
を国庫が負担し、その四十五分の四に相当す
る額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担す
る。

2・6 (略)

(拠出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の
支給に要する費用(三歳に満たない児童に係
る児童手当の額に係る部分に限る。)及び第
二十九条の二第一項に規定する児童育成事業

に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主

一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（削る。）

（削る。）

(平成三年法律第七十六号) 第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)に規定する同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号) 第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号) 第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百号) 第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

(削る。)

(削る。)

厚年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員 共済法	標準給与の月 額	標準賞与の 額
地方公務員等共 済 組合法	給料の額	期末手当等 の額
国家公務員共済 組合法	標準報酬の月 額	標準期末手 当等の 額

2. 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)の予想総額の十五分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率(次項において「事

業費充当額相当率」という。)を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第二十二條 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に關する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分等の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構(以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務につ

(削る。)

(削る。)

いて、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

9 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出

金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに限り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

(児童手当に係る寄附)

第二十二條の二 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

(児童手当に係る寄附)

第二十條 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

(児童手当に係る寄附)

第二十條 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 (略)

2 (略)

2 (略)

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条の三 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部

学校給食費、児童福祉法第五十六條第十一項各号又は第十一項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に關し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條(第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又

学校給食費、児童福祉法第五十六條第十一項各号又は第十二項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に關し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第二項の規定により費用を徴収する場合又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條(第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又

を、学校給食費、就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三條第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に關し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條の四 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第七條(第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に児童手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

は保護者に児童手当の支払をする際に保育料
〔同条第三項の規定により徴収する費用又は
同条第十一項若しくは第十二項の規定により
地方税の滞納処分の例により処分することが
できる費用をいう。次項において同じ。〕を
徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下
この項において「特別徴収」という。）の方
法によつて保育料を徴収しようとするときは
、特別徴収の対象となる者（以下この項にお
いて「特別徴収対象者」という。）に係る保
育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、
当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法に
よつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令
で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者
に通知しなければならない。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体で
ある場合の児童手当の取扱い）

第二十二條の二 市町村長は、施設等受給資格
者が国又は地方公共団体である場合において
は、内閣府令で定めるところにより、当該施
設等受給資格者に委託され、又は当該施設等
受給資格者に係る障害児入所施設等に入所し
ている中学校修了前の施設入所等児童に対し
児童手当を支払うこととする。この場合にお

は保護者に児童手当の支払をする際に保育料
〔同条第三項の規定により徴収する費用又は
同条第十一項若しくは第十二項の規定により
地方税の滞納処分例により処分することが
できる費用をいう。次項において同じ。〕を
徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下
この項において「特別徴収」という。）の方
法によつて保育料を徴収しようとするときは
、特別徴収の対象となる者（以下この項にお
いて「特別徴収対象者」という。）に係る保
育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、
当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法に
よつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令
で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者
に通知しなければならない。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体で
ある場合の児童手当の取扱い）

第二十二條の二 市町村長は、施設等受給資格
者が国又は地方公共団体である場合において
は、内閣府令で定めるところにより、当該施
設等受給資格者に委託され、又は当該施設等
受給資格者に係る障害児入所施設等に入所し
ている中学校修了前の施設入所等児童に対し
児童手当を支払うこととする。この場合にお

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下
この項において「特別徴収」という。）の方
法によつて保育料を徴収しようとするときは
、特別徴収の対象となる者（以下この項にお
いて「特別徴収対象者」という。）に係る保
育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、
当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法に
よつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働
省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対
象者に通知しなければならない。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体で
ある場合の児童手当の取扱い）

第二十二條の五 市町村長は、施設等受給資格
者が国又は地方公共団体である場合において
は、厚生労働省令で定めるところにより、当
該施設等受給資格者に委託され、又は当該施
設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入
所している中学校修了前の施設入所等児童に
対し児童手当を支払うこととする。この場合

いて、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び第十四条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 第十四条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十二条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(削る。)

いて、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び第十四条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 第十四条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十二条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(削る。)

において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十二条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二條第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分(厚生労働大臣による処分を除く。)に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

3 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えら

第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）
に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(削る。)

第七條の認定をする者を含む。以下同じ。）
に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(削る。)

れる第七條の認定をする者を含む。以下同じ。）
に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(報告等)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(児童育成事業)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児）に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

(削る。)

(事務の区分)

第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十一条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該

(削る。)

(事務の区分)

第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十一条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

附則

(特例給付)

第一条 当分の間、第四条に規定する要件に該

2 全国的な事業主の団体は、前項に規定する児童育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第二十九条の三 この法律(第二十二條の二から第二十二條の五まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該

当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三條から第二十九條まで（第二十六條第二項を除く。）並びに第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（二歳以上中学校修

当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三條から第二十九條まで（第二十六條第二項を除く。）並びに第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（二歳以上中学校修

当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第十九條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十二條第一項、第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十三條から第二十九條まで（第二十四條の二及び第二十六條第二項を除く。）並びに第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」については